

特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6947725号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

干渉を受けない無線

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国・メリーランド・21012・
アーノルド・ボルティモア・アナポリス・ブー
ルヴァード・1195・ユニット#2
国籍・地域 アメリカ合衆国
センザンナ・インコーポレイテッド

発明者
(INVENTOR)

アンドリュー・ティー・ハインズ
ジャクリーン・エイチ・ハインズ

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-521188

出願日
(FILING DATE)

平成28年 7月 8日(July 8, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 3年 9月21日(September 21, 2021)

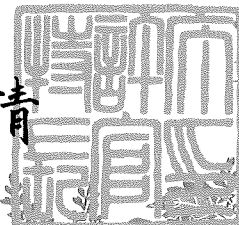
この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 3年 9月21日(September 21, 2021)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

森

清



特許証送付先

住 所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラ

ントウキョウサウスタワー 特許業務法人

志賀国際特許事務所

氏 名

村山 靖彦

様

特許権設定登録通知書

特許番号

第6947725号

登録日

令和 3年 9月21日

出願番号

特願2018-521188

出願日

平成28年 7月 8日

請求項の数

19

納付年分

第 3年分まで

受領金額

17,700円

受領日

令和 3年 9月16日

重 要

特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。※**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日（起算日）として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 6 年(2024年) 9 月 2 1 日
第 5 年分	令和 7 年(2025年) 9 月 2 1 日
第 6 年分	令和 8 年(2026年) 9 月 2 1 日
第 7 年分	令和 9 年(2027年) 9 月 2 1 日
第 8 年分	令和 1 0 年(2028年) 9 月 2 1 日
第 9 年分	令和 1 1 年(2029年) 9 月 2 1 日
第 1 0 年分	令和 1 2 年(2030年) 9 月 2 1 日
第 1 1 年分	令和 1 3 年(2031年) 9 月 2 1 日
第 1 2 年分	令和 1 4 年(2032年) 9 月 2 1 日
第 1 3 年分	令和 1 5 年(2033年) 9 月 2 1 日
第 1 4 年分	令和 1 6 年(2034年) 9 月 2 1 日
第 1 5 年分	令和 1 7 年(2035年) 9 月 2 1 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日（期間の末日）となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708